

ID: 1293

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の再認定		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第5条第2項の規定による。 (認定) 第5条 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。 障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日